

鹿追町まちづくり基本条例（解説付き）

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）

第 2 章 情報共有の推進（第 4 条 - 第 8 条）

第 3 章 町民の参加（第 9 条 - 第 11 条）

第 4 章 コミュニティ（第 12 条 - 第 14 条）

第 5 章 議会の役割と責任（第 15 条 - 第 18 条）

第 6 章 町の役割と責任（第 19 条 - 第 29 条）

第 7 章 住民投票制度（第 30 条）

第 8 章 計画策定等の手続き（第 31 条 - 第 32 条）

第 9 章 財政（第 33 条 - 第 38 条）

第 10 章 連携・協力（第 39 条 - 第 42 条）

第 11 章 まちづくり基本条例の位置付け及び見直し（第 43 条・第 44 条）

附 則

前 文

私たちのまち鹿追町は、北海道のきびしい自然環境しぜんかんきょうのなか、大雪山だいせつざんの麓ふもとから広がる豊かな大地めぐの恵みを受けて、先人せんじんたちが健康でたくましい開拓精神かいたくせいしんのもと、未来かがやに輝く「活力みりょくと魅力めざあるまちづくり」を目指して、鹿追町の歴史れきしを刻きざんできました。

私たち町民は、先人せんじんの英知えいちとたゆまぬ努力により築きずき上げられた、安心・安全な食糧しょくりょうの生産基地せいさんきち、大雪山だいせつざんの大自然と調和した観光と花の町、文化の香かおる教育と福祉の町を、かけがえのない財産けいしやうとして継承けいしょうし、時代の変化に応じた創意工夫そういくふうを加えながら、未来になを担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

今日、社会、経済情勢けいざいせいは大きく変化し、今までに経験しなかった困難こんなんな課題も生まれてきています。私たちは、町民共通の願いである地域環境ちいきかんきょうを守り、地域の資源を有効に活用して、豊かで快適かいてきなふるさと鹿追を実現しなければなりません。そのためには、町民一人ひとりがまちづくりの情報を共有きょうゆうし、互たがいに手を取り合い、知恵と力を出し合ってまちづくりを進めることが必要です。

私たちは、ここに鹿追町のまちづくりの参加と行動の基本的なあり方を、鹿追町民憲章ちやうみんけんしやうにそって明らかにし、町民一人ひとりが「うるおいとよろこび」を実感でき、住んでよかったと思える町、誇りほこを持てる町をつくるために、この条例じやうれいを制定せいていします。

【解 説】

鹿追町は大正 10 年 4 月 1 日（1921）に当時の音更村から分村ぶんそんし、鹿追村役場が開設したときに誕生しました。その後、昭和 34 年 9 月 1 日（1959）に町制ちやうせいを施行しこうして現在に至っています。

昭和 24（1949）と昭和 25 年（1950）に町章ちやうしやう、町歌ちやうかを制定。町民憲章ちやうみんけんしやうは昭和

45年8月24日(1970)に制定されました。私たち町民は、町民憲章、町旗、町歌をシンボルとして町の行事には掲揚、朗読、斉唱し、「常に進歩する町民になりましょう」と誓ってきました。

先人は、北海道の中でも特に厳しい大雪山麓の自然環境を克服し、今日の鹿追町を築き上げてきました。その困難を乗り越えるもととなったのは、開拓者としてのチャレンジ精神であり、互いに助け合う「人の和」でありました。

町歌には「めおと山希望あらたに」「人の和と文化を添えて」とまちづくりへの強い決意が込められています。

今、私たちのまち鹿追町は、先人が額に汗して築いた安心・安全な食糧の生産基地、然別湖を中核とした観光と花の町、文化の香り高い教育・福祉の町として町民に「うるおいとよろこび」をもたらせてきました。これらの特色あるまちづくりは時代の変化に即応した創意工夫を加えながら、かけがえのない財産として未来に引き継いでいかなければなりません。

今日、社会の変化は急速に進み、国際化、少子高齢化、地球環境の保護など、今までに経験しなかった新たな課題も生まれてきています。これらの課題解決に当たっては、広く地球規模での取り組みや私たち一人ひとりの町民の参加と協力が必要です。

鹿追町は環境保全センターでのバイオガスによる地域資源の活用が始まり、私たち町民に新たな夢と希望をもたらせています。

私たち町民は、一人ひとりが「安心して安全で安定した」住んでよかったと思える町、この町で生涯を過ごすことに誇りが持てる町をつくり上げるために、それぞれが参加できるところから協働していくことが必要です。

「用語解説」

食糧(しょくりょう) ~ 国策としての主要な食物である「米」、「麦」など人が生きていく上で「糧」となるものを意味します。条例前文では、人が生きていく上で必要なものを鹿追町で生産しているという意味から、この「食糧」を用いています。

第1章 そうそく 総則

(目的)

第1条 この条例は、鹿追町のまちづくりの^{きほんりねん}基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責任を明確にし、^{きょうどう}協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定め、町民自らの意思に^{もと}基づいたまちづくりの実現を図ることを目的とします。

【解説】

ここでは、この条例がつくられた目的を明らかにしています。町民、議会、町のそれぞれの役割や責任を明らかにして、第3条の「まちづくりの基本理念」に基づき、協働によるまちづくりの実現を図ることを目的として規定しています。

協働によるまちづくり（住民自治）は、その地域の住民の意思に基づいて行なわれるべきという基本的な考え方に基づくものです。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 町民 町内に^{きょじゅう}居住する人のほか、町内で働く人、学ぶ人及び町内で事業活動その他の活動を行う団体をいいます。
- (2) 町 ^{ちょう}町長^{とう}等及び議会で構成された地方公共団体をいいます。
- (3) 町長等 町長、^{きょういくいいんかい}教育委員会、^{せんきょかんりいいんかい}選挙管理委員会、^{かんさいいん}監査委員、^{こうへいいんかい}公平委員会、^{のうぎょう}農業委員会及び^{こていしさんひょうかしんさいいんかい}固定資産評価審査委員会の^{しつこうきかん}執行機関をいいます。
- (4) ^{きょうどう}協働 町民と町又は町民相互^{そうご}が目的^{きょうゆう}を共有して、それぞれ自らの果たすべき役割及び責任を自覚して、自主性^{そうご}を相互に尊重しながら協力して取り組むことをいいます。
- (5) まちづくり 町民が心身ともに健康に生活できる地域社会を形成するための空間や暮らしの^{そうぞう}創造をいいます。
- (6) コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その^{そうい}総意及び協力により住みよい地域社会をつくることを目的として結ばれた^{ぎょうせいく}行政区やボランティア団体等の組織及び団体をいいます。

【解 説】

ここでは、まちづくり基本条例を理解するために大切な言葉である、「町民」「町」「町長等」「協働」「まちづくり」「コミュニティ」という6つの言葉について、この条例の中での意味を定めています。

教育委員会の仕事は、小中学校などの教育機関を管理し学校組織の編成などを取り扱うとともに、社会教育や文化財、体育などの事務を管理します。

選挙管理委員会は、国や地方公共団体の選挙に関する事務を管理します。

監査委員会は、市町村の財務に関する事務の執行や事業の管理を監査します。

公平委員会は、市町村の職員の利益と保護と公正な人事権の行使を保障するため、不服申し立てに対する決裁を決定します。

農業委員会は、農地等の利用関係の調整など農地に関する事務を行います。

固定資産評価審査委員会は、市町村が土地などの固定資産税を課税する際の固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定します。

(まちづくりの基本理念)

第3条 町民、議会及び町は、町民主体のまちづくりを実現するため、互いの立場を尊重し、平等の認識のもとに、主体性と責任をもって、協働を進めることを基本とします。

2 町民、議会及び町は、まちづくりに関する情報を互いに共有することを基本とします。

3 町民一人ひとりの自主的な参加のもとで、まちづくりを進めることを基本とします。

【解 説】

ここでは、この条例が目指す「町民自らの意思に基づいたまちづくりの実現」のために、守らなければならない3つの基本的な決まり(基本理念)に基づき、町民、議会及び町が協働し、町民自らの意思と責任で主体的なまちづくりをすすめることを規定しています。

第2章 情報共有の推進

(情報を知る権利)

第4条 町が保有する情報は町民の財産であり、町民はそれらの提供を受け、自ら知る権利を有します。

【解 説】

ここでは、町民がまちづくりに関係する情報を受ける権利と自ら知る権利を規定しています。

また、町民は、議会や役場に働きかけ、積極的に情報を集めるという行動を起こすことが大切になります。

(意思決定過程の明確化)

第5条 町は、まちづくりに関する施策等について、意思決定までの経過を明らかにし、町の事務事業の企画立案、実施内容が町民に理解されるようにします。

【解 説】

ここでは、協働のまちづくりを進める上で、町として当然の責任である行政の透明性とその説明責任について規定しています。

(情報の共有)

第6条 町は、町民の知る権利を保障し、まちづくりに関する情報を積極的に分かりやすく町民に提供します。

【解 説】

ここでは、情報の共有を進めるために、町民の知る権利を保障し、情報を分かりやすく提供する必要があることを規定しています。

「広報しかおい」やホームページ、防災無線、主要懸案事項説明会など機会あるごとに積極的な情報の提供を行います。

(情報収集及び管理)

第7条 町は、まちづくりに関する情報を正確で適正に収集し、町民に速やかにこれを提供できるよう整理、保存し、適正な管理をします。

【解 説】

ここでは、まちづくりに必要な情報収集に努めるとともに、町民が情報を求めたときには、時間や手間がかからないように、町はまちづくりに関する情報を分かりやすく整理、保管するため、鹿追町文書編集保存規程(平成12年12月14日規程第3号)に基づき実施することを規定しています。

(個人情報保護)

第8条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等に関して適正な措置を講じ、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

ここでは、町民一人ひとりの情報が他人に知られないようにすることを規定しています。これは、鹿追町個人情報保護条例に基づくもので、現在、個人の情報の保護に努めていますが、特に、町職員に、その管理や取扱いなどを適正にするよう義務付けています。

別に定める条例とは、鹿追町個人情報保護条例（平成12年12月18日条例第41号）を指しています。

第3章 町民の参加

(まちづくりに参加する権利)

第9条 まちづくりの主体は町民であることから、すべての町民はそれぞれの立場にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利を有します。

【解説】

ここでは、この条例が目指す、「町民自らの意思に基づいたまちづくりの実現」のために町民がそれぞれの年齢や立場において、まちづくりへ参加する権利を有することを規定しています。

また、将来のまちづくりを担う子どもたちにも、まちづくりへの参加を大いに期待しています。

(まちづくりにおける町民の責任)

第10条 町民は、互いに尊重、協力してまちづくりを推進する責任があります。また、まちづくり活動においては、自らの発言と行動等に責任があります。

【解説】

ここでは、協働は互いに利益やリスクを分かち合うものであることから、町だけではなく、町民も責任をもった言動に努める必要があることを規定しています。

町に対して苦情や要望をするだけでなく、身近な課題に対して、自ら解決に向けて努力しようとすることも含まれています。

(まちづくり活動への積極参加)

第 11 条 町民は、自らのまちづくり活動への参加がこの条例の基本理念を実現するものであることを認識し、積極的に参加します。

【解 説】

ここでは、まちづくり活動への参加は、町民の義務ではないが、積極的に参加することにより、町民によるまちづくりが町の発展につながることを規定しています。

第 4 章 コミュニティ

(コミュニティにおける町民の役割)

第 12 条 町民は、コミュニティの役割を尊重し、良好なコミュニティを守り、育て、地域のまちづくりに参加します。

【解 説】

ここでは、協働のまちづくりを進める上で、地域のコミュニティ活動の重要性を規定しています。

コミュニティには第 2 条の規定にもあるように、行政区、ボランティア団体、まちづくりの担い手となる団体など様々なものがあります。コミュニティの重要性を改めて理解し、心身ともに健康で安心して暮らせる地域社会をつくるため町民自ら守り育てることの必要性があります。

(相互の連携)

第 13 条 それぞれのコミュニティは、必要に応じて連携・協力し、相互の活動の支援を図ります。

【解 説】

ここでは、まちづくりにあたっては、それぞれのコミュニティがお互いの活動を理解、尊重した上で、さらに協力し合うことが重要であると規定しています。

(町とコミュニティのかかわり)

第 14 条 町は、コミュニティ活動を促進するため、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、必要に応じて支援します。

【解 説】

ここでは、町は、町民のコミュニティ活動に対して自主性、自立性を尊重しながら支援を行うことができるという規定をしています。

町民と町が協力してコミュニティ活動を進めていくことが協働のまちづくりの第一歩です。

第 5 章 議会ぎかいの役割やくわりと責任せきにん

(議会の設置)

第 15 条 町民しんたくの信託もとに基づき、町民の代表機関として議会せっちを設置します。

【解 説】

まちづくりにおいて二元代表制の下に、行政執行機関と議決機関である議会を位置づけるものです。

(議会の役割と責任)

第 16 条 議会は、町民を代表する議事ぎじ・議決機関ぎけつとして、町政の重要事項等について慎重しんちように審議しんぎし、合議制ごうぎせいによって町政の執行しっこうを決定します。

2 議会は、町政執行しっこうが民主的、効率的に行われているか監視かんしするとともに、必要に応じて町政に対する検査けんさ及び監査請求かんさせいきゅうを行い、その結果を町民に公表します。

3 議会は、町民へ議会活動の報告を行うとともに情報の提供と共有を図り、開かれた議会運営を行います。

4 議会は、町民との意見交換会等の機会を設け、常に議会改革ぎかいがいかくを心掛けた町民参加こころがの議会づくりを行います。

【解 説】

議会の活動原則である、町民を代表する議決機関として、公正性、透明性の確保、行政事務事業の監視、評価、住民意見の政策反映、分かりやすい議会運営と規定の改善等を定めています。

(議員の役割と責任)

第 17 条 議員は、次に掲げる責任を有した活動を行います。

- (1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指して活動します。
- (2) 町政全般についての課題、町民の意見及び要望等を的確に把握し、また、自己の能力を高めるために不断の研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行います。
- (3) 議会が言論の府、合議制の機関であることと議員同士は平等、対等であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじた建設的な議会及び議員活動を行います。

【解 説】

議員の活動原則である不断の研鑽と町民意見の把握、議員間の自由討議等を定めています。

(議会基本条例の制定)

第 18 条 町民、町長等、議会とが連携、協働の下、住みよい発展していくまちづくりのために、それぞれが役割を果たすときに議会は常に諸情勢に即応した議会運営のため、鹿追町議会基本条例を制定します。

- 2 鹿追町議会基本条例は、議会及び議員活動の指針、規範であり、常にこれを遵守するとともに議会改革と活性化を行い、町民からの評価を得る議会活動の充実を図るため適宜、改正及び改善を行います。

【解 説】

住民に分かりやすい、見える議会、住民参加型の議会づくりを行っていきます。その行動指針となる議会基本条例を制定し、努力目標だけでなく義務を課した実効ある議会運営を行ない、町長とともに町民のためのまちづくりに積極的に取り組みます。

第6章 町の役割と責任

(町長の責任)

第19条 町長は、基本理念を守り、町民に開かれた町政運営を誠実にを行います。

2 町長は、執行機関が基本理念に基づきまちづくりを推進するよう調整し、統轄します。

3 町長は、多様なニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の能力向上を図ります。

【解説】

ここでは、町民の直接選挙によって選ばれた町長として、町民の信託に応えるとともに、透明感のある町政執行をしなければならないことを規定しています。

また、町長は、執行機関についても基本理念に基づいたまちづくりが進められるよう統轄し、職員の能力向上を図ることを規定しています。

(執行機関の責任)

第20条 町の執行機関は、その権限と責任において、基本理念に基づき、公正で誠実に職務を行います。

【解説】

ここでは、地方自治法に定める教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の執行機関の責任と義務について規定しています。

(職員の責任)

第21条 町の職員は、この条例の理念を実現するため、誠実で公正に職務を遂行するとともに、効率的な職務を行います。

2 町の職員は、職務を行うにあたって、必要な知識や技術などの能力開発及び自己啓発を行うとともに、前例にとらわれることなく、柔軟な発想のもとに創意工夫を図ります。

3 町の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、日頃から町民との信頼関係づくりを図ります。

【解 説】

ここでは、職員がこの条例の理念を実現するため、誠実で公正に職務を行うことが基本であり、普段から問題意識を持ち、効率的な仕事のあり方について検証と研究が必要であることを規定しています。

また、職員は自らも地域の一員であり、町民の側から問題を見て町民と協力してまちづくりを進める責任があります。

(政策法務の推進)

第 22 条 町は、地域の特色を生かしたまちづくりを行うため、自主的に法令を解釈し、その運用とともに必要な条例の制定を行います。

【解 説】

ここでは、自治体独自の特色あるまちづくりを進めるためには、自主的で適切な法律などの解釈をし、その運用を積極的に行い、さらに、必要に応じて政策を条例化してまちづくりを進めることを規定しています。

(出資団体等)

第 23 条 町は、町が出資や補助、事務事業の委託をしている団体に関し、毎年度、町からの支出について、情報の公開を行います。

【解 説】

ここでは、町が出資や補助、事務事業の委託をしている団体に関して、毎年度、町からの支出について情報の公開をするよう規定しています。

(町の組織)

第 24 条 町の組織は、簡素で機能的なものとして、社会や財政状況の変化に迅速に対応するよう編成します。

【解 説】

ここでは、町の組織について、町民に分かりやすく、また町民に有益な組織づくりが必要であることを規定しています。

また、財政状況の変化に対応することも必要であると規定しています。

(人事・職員政策)

第25条 町は、適切な数の職員によって効率的で効果的に職務を行うため、定員適正化計画を策定し、人事政策を進めます。

2 定員適正化計画は、次に掲げる事項を考慮して、定期的な見直しを行います。

- (1) 町の財政状況とその将来推計
- (2) 政策課題の将来の方向性及びこれに伴う行政組織の変化
- (3) 職員の年齢構成の適正化

3 町は、職員の政策能力の向上のため、研修体制の充実を図ります。

【解説】

ここでは、行財政改革を推進する中で、効率的で効果的に職務を行うため、将来的な推計をしながら職員定数を定期的に見直すことが必要であると規定しています。

また、限られた職員で職務を行うためには、職員一人ひとりの政策能力の向上を図る必要があると規定しています。

(審議会等への参加)

第26条 町は、各種委員会、審議会、協議会等の委員を任命しようとするときは、一部委員の公募を行います。

【解説】

ここでは、町民がまちづくりに参加する手段の一つである、各種委員会や審議会、協議会の委員の公募について規定しています。様々な年齢層の方々が参加することにより活発な意見が交わされることが期待されます。

(説明・応答の責任)

第27条 町は、まちづくりに関する施策等の経過について、町民にわかりやすく説明します。

2 町は、町民から町政に関する要望、質問等に対して、速やかに事実を調査し対応します。

【解説】

ここでは、町が実施する事務事業が、町民に公平で分かりやすくするための取り組みを規定しています。

まちづくりは、大変複雑なものになっていますが、町民がまちづくりの過程を理解することで、参加や協働につながるようになります。

また、町民からまちづくりに対する要望、質問等などが出された場合は、すぐに事実を調査、確認し町民に説明することを規定しています。

(行政手続の法制化)

第 28 条 条例及び規則に基づき町が行う処分、行政指導ならびに町に対する届出に関する手続き等、必要な事項は別に条例で定めます。

【解説】

ここでは、行政運営における公正の確保と透明性の向上が、町民の権利利益の保護に必要であることから規定しています。

別に定める条例とは、鹿追町行政手続条例（平成 8 年 12 月 20 日条例第 20 号）を指しています。

(危機管理体制の整備)

第 29 条 町は、町民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的で機能的な活動を行うことができるよう、危機管理の体制整備を図ります。

2 町は、町民、事業者及び関係機関等との連携、協力を図りながら、災害時に備えます。

【解説】

ここでは、町の責任の最も重要な事項の一つとして、町民の生命、財産、及び暮らしの安全を確保するための危機管理の体制整備について規定しています。

町民、事業者及び関係機関等との連携・協力は、国や北海道との協力はもとより、行政区など地域との連携を図ることが重要となります。

鹿追町では、「鹿追町地域防災計画」を策定し、陸上自衛隊、警察、消防等を構成員とする防災会議の設置や役場内に災害対策本部を設置しています。

第7章 じゅうみんとうひょうせいど 住民投票制度

(住民投票の実施)

第30条 ちょう 町は、まちづくりに関する重要事項について、直接町民の意思を確認することを目的とした^{じゅうみんとうひょうせいど}住民投票制度^{もう}を設けることができます。

2 住民投票に参加できる町民の資格、その他住民投票の実施に関する必要な事項は、それぞれの^{じあん}事案に応じ、別に^{じょうれい}条例で定めます。

3 町長は、住民投票を行うときは、住民投票結果の取扱いを事前に明らかにします。

【解説】

ここでは、住民投票制度について規定しています。

住民投票は、町民の意思確認の最終手段としての位置付けであり、町民に大きな影響を与える重要な事項について、町が町民の考え方を直接把握する必要があると判断した場合に、住民投票を行うことができるものです。

住民投票に参加できる町民の資格等については、事案によりその内容が広範であることから、その事案ごとに制定する住民投票条例の中で規定します。

また、住民投票の結果をどのように扱うかについては、その都度、条例制定時に明らかにすることを規定しています。

町民が、この条例に基づいて住民投票を実施しようとする場合は、住民投票条例の制定について「地方自治法」に基づき、選挙権を有する者の50分の1以上の署名を集め、「直接請求」を行わなければなりません。

町長は請求を受理してから20日以内に議会を招集し、意見を付けて議会の判断に委ねることとなります。

《参考》

地方自治法第74条の抜粋（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会

を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第8章 けいかくさくていなど てつづき 計画策定等の手続き

(計画策定における原則)

第31条 町長等^{とつ}は、町の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想^{きほんこうそう}及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を、広く町民の参加^{もと}の下に、この条例^{じょうれい}の目的及び理念^{もと}に基づき策定^{さくてい}します。

- 2 総合計画を具体的に実施するにあたり、実施計画^{さくてい}を策定^{さくてい}します。
- 3 実施計画は、財政状況や行政評価^ふを踏まえて策定^{さくてい}します。
- 4 実施計画において実施する政策は、町民に分かりやすく公表します。
- 5 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向性を明らかにする個別計画^{さくてい}等を策定^{さくてい}する場合は、総合計画との整合性^{せいごうせい}を図ります。

【解説】

ここでは、まちづくりのための計画である総合計画の位置付けと、その見直しについて規定しています。

基本構想とは、今後、鹿追町が進むべき方向、目標を明らかにした中期、長期の計画で、鹿追町が策定するすべての計画の基本となるものです。この構想の下に構想を具体化するため、基本計画、実施計画が策定されます。

町長等は、まちづくりの基本的な方向を明らかにするため、概ね10年間程度を期間とする総合計画をつくります。総合計画は町民の意見や考え方を広く聴きながらつくる町の最も重要な計画です。

また、各種計画の策定にあたっては、総合計画との整合性を図らなければならないことを規定しています。

(計画策定過程への参加)

第 32 条 町長等^{とう}は、各種計画^{さくてい}の策定、実施、評価等^{かてい}の各過程において、町民の参加を求め、総合計画などの重要な計画^{さくてい}の策定に着手しようとするときには、あらかじめ次に掲げる事項を公表し、意見を求めます。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定^{さくてい}の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

【解 説】

ここでは、協働のまちづくりのために必要な計画の策定過程から町民が参加できることを規定しています。

総合計画などの重要な計画策定には、意見聴取をしなければなりません。

第 9 章 財政^{ざいせい}

(総 則)

第 33 条 町長等^{とう}は、総合計画を踏まえて予算編成^{よさんへんせい}及び執行^{しっこう}を行い、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財政運営は常に健全財政となることを目指します。

【解 説】

ここでは、総合計画が中・長期的な目標を定めた町の最上位の計画であることから、その内容を踏まえて予算編成や予算執行が行なわれなければなりません。計画と予算編成及び執行の間に差異が生じる場合もあることから、健全財政を常に考えながら実施することが必要となっています。

(予算編成)

第 34 条 町長等^{とう}は、予算編成^{よさんへんせい}にあたって、財政状況を理解した上で、町民の意向を踏まえて予算編成^{よさんへんせい}をするとともに、予算に関する内容説明の充実を図り情報の提供を行います。

- 2 前項の規定による情報提供は、予算^{へんせいかてい}の編成過程や財政計画が明らかになるようわかりやすい方法によるものとします。

【解 説】

ここでは、予算の内容説明の充実を図ることにより、その透明性を確保することを規定しています。

町では、毎年度予算の概要を全世帯に配布していますが、今後は予算編成過程を明らかにすることが必要になっています。

(予算執行)

第 35 条 町長等は、予算化した事務事業の予定及び進行状況等が明らかになるよう公表します。

【解 説】

ここでは、結果報告だけではなく、事務事業の予定や進捗状況を明らかにするように規定しています。

(決 算)

第 36 条 町長等は、決算にかかる主要な事務事業の成果を説明する書類、その他決算に関する書類を作成し、これらの書類が政策評価に役立つものとなるよう公表します。

【解 説】

ここでは、各事務事業ごとに課題や問題点を整理し、次の事務事業に反映させることができるよう決算に関する書類の作成と公表の必要性を規定しています。

(財産管理)

第 37 条 町長等は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、その保有状況を明らかにし、資産の適正な活用を図ります。

【解 説】

ここでは、行政運営を行なう上で、財産の管理やその運用のあり方は、町にとって重要な事項であり、計画的な管理、運用を図らなければならないことを規定しています。

(財政状況の公表)

第 38 条 町長等は、予算の執行状況、財産、地方債、一時借入金の現在高、その他財産に関する状況を公表します。

【解 説】

ここでは、町の財政状況の公表にあたっては、町民が理解しやすいように公表することを規定しています。

第10章 ^{れんけい} 連携・^{きょうりょく} 協力

(国及び北海道との関係)

第39条 町は、国及び北海道と対等、協力の関係にあることを踏まえ、^ふ適切な^{てきせつ}役割分担によるまちづくりの確立を図ります。

【解 説】

ここでは、国や北海道とは対等で協力の関係にあることを明記し、適切な役割分担を行なうことで自律的なまちづくりの確立を進めていくことを規定しています。

(他の地方公共団体及び関係機関との関係)

第40条 ^{ちょう} 町は、他の地方公共団体及び関係機関との^{きょうつうかだい}共通課題又は^{こういきてきかだい}広域的課題に対して、^{きょうゆう}情報共有と^{そうご}相互理解^{もと}の下で^{れんけい}連携し、協力し合いながら解決にあたります。

【解 説】

ここでは、町が実施する事務事業の各分野において共通して抱えている問題や、広域的に取り組むことが町民サービス向上につながる問題について、近隣自治体や関係機関と情報を共有しながら、連携して取り組むことを規定しています。

(国際的な連携)

第41条 ^{ちょう} 町は、積極的に姉妹都市等との^{れんけい}連携を図り、国際感覚豊かな人材を育成します。

【解 説】

ここでは、カナダ・ストニブレイン町を始めとした世界の色々な地域との積極的な連携、交流、研修、教育などを通して、町民全てが様々な分野での国際感覚豊かな人づくりを進めることを規定しています。

また、鹿追町の教育の特色である、小中高一貫教育によりふれあいをもちながら、体験を通じた教育を進めます。

(他の地域の人々との連携)

第 42 条 町民は、様々な分野に関する取組を通じて、他の地域の人々との交流を図り、その経験をまちづくりに活用します。

2 町は、前項の活動に対する支援をします。

【解説】

ここでは、町民が、まちづくりに関して町外の地域と様々な分野において活動を行っていることから、そこから得た経験や人とのつながりをまちづくりに活用することが必要であると規定をしています。

地域社会の中で、学校間のつながりや留学制度による人と人のつながりを大切にし、交流を継続していくことが重要となります。

第 11 章 まちづくり基本条例の位置付け及び見直し

(この条例の位置付け)

第 43 条 この条例は、鹿追町のまちづくりの基本となるものであり、町及び議会は、この条例を最大限に尊重し、他の条例及び規則等の制定・改廃、並びに、町政運営や施策の実現に向けた基本的な制度の整備をします。

【解説】

ここでは、この条例が町の条例の最上位に位置するものであり、町や議会はこの条例を最大限に尊重して、他の条例や規則の制定、改廃をし、この条例の理念に基づき町政運営や制度の整備をすることが必要であると規定をしています。

(この条例の検討及び見直し)

第 44 条 町は、この条例が鹿追町にふさわしいものであり続けているかを常に検討し、社会情勢の変化等によりこの条例の見直しの必要性が生じた場合は、速やかに条例の改正を行います。

【解説】

ここでは、この条例の内容が今後の社会変化に適合し、その目的を達成しているかについて、常に検討し見直しを行うことを規定しています。

また、見直し等が必要な場合は、改正などの必要な措置を取ることも規定しています。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。